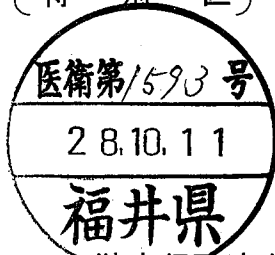


薬生副発1006第1号
平成28年10月6日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)長 殿



厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長
(公印省略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害
救済制度に関する集中広報の周知について(協力依頼)

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があります、制度の周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)では、毎年、10月17日から23日の「薬と健康の週間」をはじめ12月までの約3か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者向けに、制度の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。また、この集中広報の具体的な内容を紹介したWebページ(「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」)を作成し、機構のホームページ上に掲載しております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、貴管内市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関(都道府県立病院及び市町村立病院を含む)等に周知くださいますようお願い申し上げます。

記

集中広報の実施内容

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポットCM
- Web広告(「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導)
(http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html)
- 医療関係専門誌への広告掲載 など